

富 山 県 立 大 学 後 援 会 会 則

(名称)

第1条 本会は、富山県立大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、富山県立大学工学部、情報工学部、看護学部、大学院工学研究科、大学院看護学研究科及び看護学専攻科（以下「大学」という。）の運営を後援し、もって本学の発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、大学内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する事業
- (2) 学生の就職開拓に関する事業
- (3) 学生の福利厚生施設・備品の充実にに関する事業
- (4) 学生の国際交流に関する事業
- (5) 大学と保護者又は保証人との連絡に関する事業
- (6) その他必要と認める事業

(会員)

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正会員 大学に在籍する学生の保護者又は保証人
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同する者

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

- 2 役員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員は、無報酬とする。
- 4 本会に、参与及び書記を若干名置くことができる。

(役員等選出)

第7条 役員は、会員のうちから総会において選出する。

- 2 参与は、大学職員のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 書記は、大学職員のうちから会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の重要な事項を審議する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。
- 5 参与は、本会と大学の連絡を掌る。
- 6 書記は、会長の命を受けて本会の庶務を掌る。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 総会は、年度始めに会長が招集し、次の事項を議決する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。
 - (1) 役員の選出に関する事。
 - (2) 予算及び決算に関する事。
 - (3) 会則の変更に関する事。
 - (4) 事業に関する事。
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集する。
- 5 会長は、適当であると判断する場合は、書面をもって会員又は役員の意見を徴し、会議に代えることができる。この場合において、第1項中「出席者」とあるのは「会員又は役員」と読み替えるものとする。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附及びその他の収入をもって支弁する。

2 正会員の会費は、次のとおりとし、それぞれ入学時に納めるものとする。

(1) 学部 50,000円

(2) 学部編入学者 25,000円

(ただし、本学短期大学部卒業生は20,000円)

(3) 工学研究科

博士前期課程 10,000円

博士後期課程 10,000円

(4) 看護学研究科

博士前期課程 10,000円

博士後期課程 10,000円

(5) 看護学専攻科 5,000円

3 特別会員の会費は、一口10,000円とする。

(会費の減免等)

第11条 正会員の納入すべき会費について、特別の事情があると認められる場合は、これを減免することができる。

2 既に納めた会費については、原則として返還しないものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(その他)

第13条 会長は、この会則を実施するために必要な細則を別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成2年4月16日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成3年4月10日から施行する。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、平成2年度及び平成3年度入学生に

かかる会費については、次表のとおり納めるものとする。

区 分	平成 2 年度入学生		平成 3 年度入学生	
	工 学 部	短期大学部	工 学 部	短期大学部
納 入 金 額	30,000 円	10,000 円	50,000 円	30,000 円
納 入 時 期	平成 3 年 4 月末日		平成 3 年 4 月末日	

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、看護学部が設置認可された日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月31日から施行し、この会則による改正後の第2条の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。